

ここが変わった！ 部 分 払

出来高に応じて請求・支払ができます

- 部分払（出来高部分払方式）や中間前金払は、現行どおり選択できます。
- 工期が180日を超える工事について、請負者が出来高に応じた部分払を請求できるように、部分払回数の上限を増やしました。
- 前払金率は請負代金額の40%以内であることは変わりませんが、分割の2回払となります。

手続も簡単になりました！

- 部分払に先立つ既済部分検査は、簡素化・効率化しました。
- 出来高の取扱方法が分かり易くなりました。



国土交通省

中間前金払

(請負代金1,000万円以上かつ工期が150日を超える工事)

請負者が選

択できます

出来高に応じた部分払

(工期が180日以下の工事は対象外)

工事代金の支払

中間前金払を行う工事においては、請負代金額の40%以内を前金払として一括で支払い、出来高及び工期が50%を超えた後に支払請求があれば、請負代金額の20%以内で中間前払金を支払います。

注1) 国債工事の場合は、各年度に、当該会計年度の出来高予定額の40%以内を前金払として支払。

中間前金払についても、当該年度の年割額及び工事実施期間が50%を超えた後に支払請求があれば、年割額の20%以内で中間前払金を支払。

主な特徴

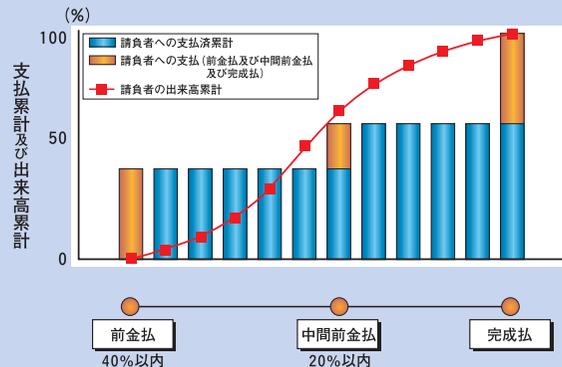
◎検査回数が完成前1回。

注1) 品質確保向上のため、原則中間技術検査が行われます。
(部分払を請求する場合も同じ)。

注2) 国債工事の場合、完成払1回のほか、各年度末に当該年度の既済部分検査を実施。



※前払金は請求するが、部分払は請求しない



工事代金の支払

出来高に応じた部分払を行う工事においては、請負代金額の40%以内を前金払として分割で支払い、請負者が請求すれば、前金払(分割払)と完成払のほか、区切りの良い時に、出来高に応じた部分払を支払うことができます。回数は3ヶ月に1回程度です。

主な特徴

◎出来高に応じた支払により、企業経営が改善。

◎既済部分検査結果が以降の施工に活かされ、品質が向上。

◎その他のメリット

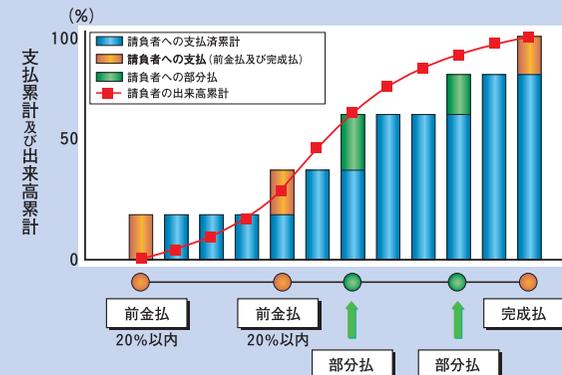
- ・施工の区切りでの部分払により、コスト意識と工事進捗に対する意識が高まる。
- ・受発注者間のコミュニケーションの機会が増え、思い違い等のリスクを回避できる。
- ・既済部分検査により受発注者間で技術的に切磋琢磨できる。

部分払の新しくなった点

- 前金払は、請負代金額の40%以内を分割払(当初20%、年度内の出来高が2割を達成もしくは4ヶ月経過で残り20%以内。ただし、工期270日以下の工事では、4ヶ月を2ヶ月に短縮)。
- 部分払の上限回数が、工期中で3ヶ月に1回程度に増。
- 部分払にあたり必要となる既済部分検査を簡素化・効率化。



※前払金を請求し、工事の区切りにおいて部分払も請求する



検査・事務作業量軽減への取り組み

部分払に伴う手続き上の工夫

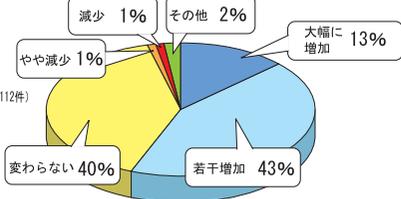
- 検査回数は増える（検査対応の書類作成・整理が増える）
- 出来高の取扱いに悩む

アンケート結果

（平成13～15年度に出来高部分払方式を試行した工事113件のうち、平成17年3月に工期を迎えた工事112件）

既済部分検査の作業量について聞きました。

〔現場代理人 112人〕



これらの課題解決のため

既済部分検査 出来高の取扱

の2つを改善しました

従来の部分払方式



今後の部分払方式



既済部分検査と完成検査との比較

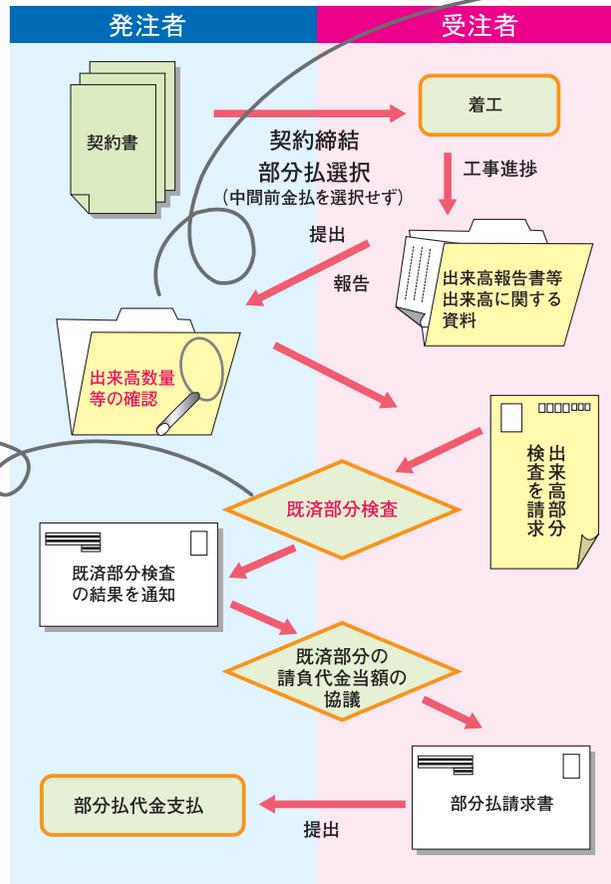
完成検査

- 検査は実地で行う。
- 出来形・品質管理結果を指定の様式でまとめる。
- 安全管理、工程等を含む工事全般を検査する。
- 技術基準に沿った項目全ての品質管理記録を検査する。

既済部分検査

- 写真等各種記録により必要な確認が可能であれば書面での検査でも良い。
- 複数回の検査で重複しないよう、検査済み部分は検査対象としない。
- 同じ工種で2回目以降の検査は監督員の立会記録などの確認により行っても良い。
- 日常管理資料を活用して良い。
- 出来高と認めるのに必要最低限の項目に絞り込んで検査する。

概略実施フロー

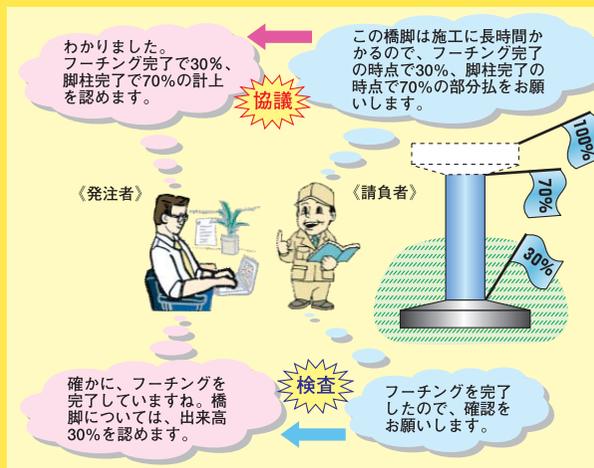


出来高の取扱

出来高の取扱いの判断に悩む場合の参考資料として、先進的・積極的な運用や工夫の事例に基づき「出来高取扱方法（案）」を作成しました。

※マイルストーン方式について

予め発注者の協議により、工事目的物毎に、確認しやすい指標と出来高を設定しておき、指標達成の確認をもって出来高確認を簡便に行う方法です。例えば、橋脚の場合、フーチング完了で30%、脚柱完了で70%などの指標と出来高を設定します。



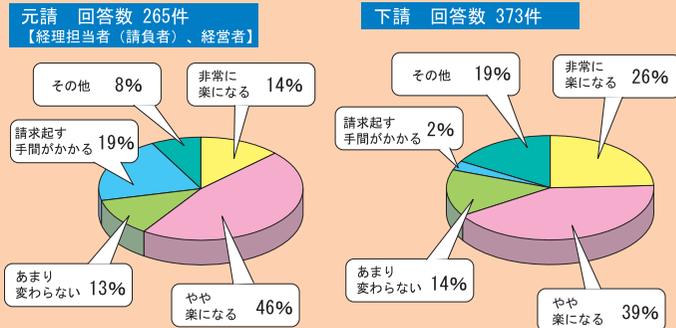
データで見る部分払の効果

■実際にやってみると《出来高部分払方式試行工事を担当された方々の声》

(平成13~15年度に同方式を試した工事113件のうち、平成17年3月に工期を迎えた工事112件)

経営面への効果について質問しました。

仮にほとんどの現場で、受発注者間、元請一下請間で短い間隔で支払が実施されたら、会社の経営に与える影響はどのくらいになると思いますか？(複数回答)



アンケート結果

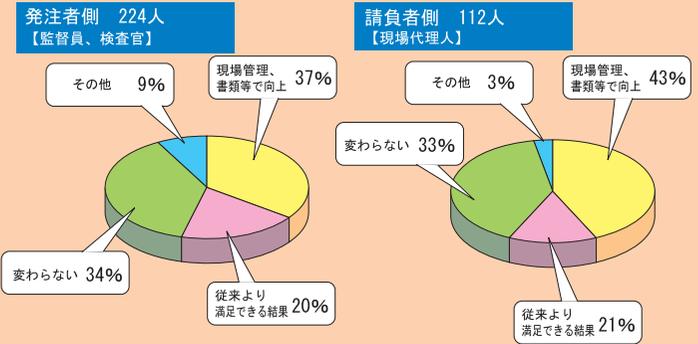
元請業者約6割、下請業者約7割が、『会社の経営が楽になる』と思うと回答しました。出来高部分払が広く普及することによる財務状況(キャッシュフロー)改善への期待感がうかがえます。

■その他の主な意見

- 借入金、支払利息が減少して経営が安定した(元請の経営者、下請の方の意見)
- 工事代金の立替が少なくなり、資金運用が楽になると思う(元請の経理担当、経営者の意見)
- 元請から現金で受け取ることで安心し、二次下請に現金で速やかに支払うことができるので信用不安はなくなる(一次下請の方の意見)

品質の向上に関する効果について質問しました。

部分払に際して、出来高部分の工種・工区についてポイントを絞った確認・検査を実施することによって、より目的物の品質、書類の程度など工事の品質が向上する傾向にあると思いますか？



アンケート結果

発注者側約6割、請負者側約6割が、工事の品質が向上する傾向にあると回答しました。受発注者側とも、半数以上が、工期途中での既済部分検査による効果を感じているようです。

■その他の主な意見

- 既済部分検査時の指摘によってその後の施工は是正されるので、最終的に品質及び出来ばえの向上が期待できる(発注者、請負者の現場代理人の方の意見)
- 従来より多くの検査を段階的に行うことで、出来形・品質により一層の向上意識が働く(元請の現場代理人の方の意見)

■金利収支は？《部分払有無の比較(試算例)》

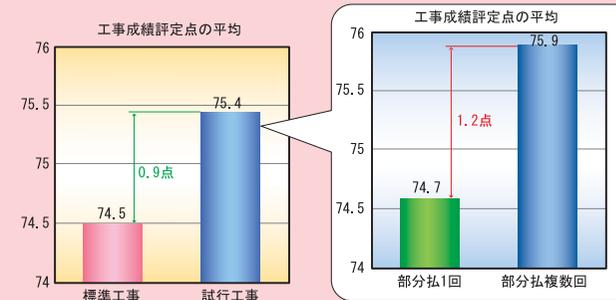
請負金額：3億円 工期：12ヶ月	前払金(40%) 完成払 【従来方式】	前払金(当初20% +出来高2割超で20%) 部分払 (約3ヶ月毎)
前払金(円)	133,350,000	133,350,000
前払保証金(円)	▲517,500	▲517,500
借入利息(円)	▲1,557,473	▲303,282
金利収支計(円)	▲2,074,973	▲820,782

以下のように仮定した条件で試算した結果、部分払を実施した方が金利等の負担が約120万円少なくなっています。

【試算条件】

- 各月の出来高は平成13年度試行工事(二線堤山王江水門工事、請負金額約3.3億円)の実績値を使う。
- 請負者は、当月出来高分の金額を当月に人件費等として100%支出すると仮定する。
- 当月出来高は、翌月支払と仮定する。
- 前払金保証金は、「公共工事前払金保証の保証料」に基づいて算出する。
- 借入金利を負担するのは、収入が支出(出来高)より下まわる場合と仮定する。
- 借入金利は1.875%/年(H13年度試行工事の実績値)。

■工事の出来映えや品質は？《出来高部分払方式試行工事の成績評定》



標準工事に対し、試行工事の方が平均で0.9点高くなっています。また、部分払回数別では、複数回の方が1回より平均で1.2点高いです。

- 標準工事(平成14、15年度の一般土木工事から無作為に抽出した295件の工事)
- 試行工事(出来高部分払方式の効果・課題を分析するため、平成13、14年度に同方式を試した工事) …上記とりまとめ対象件数 全113件中110件(うち、部分払1回 41件、部分払複数回 69件)

部分払（出来高部分払方式） Q&A

Q 1 毎月必ず部分払の請求をしなくてはならないのでしょうか？

A 1 毎月請求する必要はありません。工種や工区の区切りなどを考慮して、あらかじめ契約書で定める回数（工期3ヶ月に1回程度）を超えない範囲で請負者の都合の良い時期に請求することができます。

Q 2 部分払の検査は、完成検査と同様な内容なのでしょうか？

A 2 部分払のための既済部分検査は、完成検査より簡素化、効率化されています。既済部分検査については、工事の実施状況、出来形、品質及び出来映えの適否の判断が中間技術検査及び完成検査でなされることを前提に、検査対象を出来高と認めるのに必要最低限の検査内容に絞り込むなど、簡素化、効率化しました。

Q 3 出来高が前払金率を超えないと部分払を請求できないのですか？

A 3 部分払は、契約書で定める回数以内であれば、前払金に関係なく、出来高に応じて請求できます。

Q 4 部分払は下請業者にはどんなメリットがあるのでしょうか？

A 4 発注者から請負者へ短い間隔で出来高に応じた部分払がなされることで、請負者にとって、会社の経営が良くなり、その下請業者に対し速やかな現金による工事代金の支払が行いやすい環境が形成されます。

Q 5 前払金率は減るのですか？

A 5 従来と変わりありません。

Q 6 中間前金払と比べてどこが違うのですか？

A 6 中間前金払の場合、工事代金の支払いは前金払と合わせて2回となりますが、部分払を選択した場合、前金払と合わせて2回以上となります。中間前金払は出来高及び工期が50%を超えた後に請負代金額の20%以内を支払うものです。一方、部分払は、契約書で定める回数以内であれば、出来高に応じて請求できるので、うまく活用すれば、中間前金払より請負者の立替払の金額と期間を軽減できます。なお、請負者が中間前金払を選択した場合、部分払はできませんので、ご注意ください。

Q 7 国債工事の支払いはどうなりますか？

A 7 部分払は単年度工事と同様に、当該年度の工期が180日を越える場合に、3ヶ月に1回程度の頻度で請求できます。前払金は当該会計年度の出来高予定額の40%以内を請求できます。初年度及び最終年度は、初回に当該会計年度の出来高予定額の20%が支払われ、残り（20%）は、当該会計年度の出来高20%到達もしくは当該会計年度の工期121日以上経過後（工期180日以下の場合は61日以上経過後）、請求に応じて支払われます。中間年度は、初回に当該会計年度の出来高予定額の20%が支払われ、残り（20%）は、当該会計年度の出来高20%到達もしくは当該会計年度の工期61日以上経過後、請求に応じて支払われます。



国土交通省